

大村市農業就業体験(インターンシップ)支援事業実施要領

1 目的

職業として農業に関心があり、将来農業をやってみたい高校・大学生及びUターン・Iターン等での就農を希望する一般社会人を対象に、大村の農業を新たに担う「担い手」確保と大村市への移住促進を図る。

2 実施期間

各年度の4月1日から1月31日まで

3 農業就業体験の募集概要

(1) 体験内容

「大村市の農業と暮らしの魅力」まるごと体験

- ① 農業就業体験・・・申込書に記載の応募者の希望の作物を優先するが、広く大村市の農業を理解してもらう。農業の楽しさ・大変さを体験。
- ② 農家宿泊体験・・・農家との語らいなどから大村市の魅力を体験してもらい、大村市に移住する気持ちを醸成する。

(2) 体験期間及び体験時間

- ① 原則として3泊4日とする(1日目午後から4日目午前中まで)。
- ② 大学等で単位取得目的の場合に限り4泊5日とする。
- ③ 農業就業体験は、原則8時～17時とするが、季節や農作業の関係で前後する場合は事前に応募者と調整を行う。

(3) 募集人数

5人

(4) 募集期間

各年度の4月1日から1月31日までの実施について募集を行う。ただし、募集人員に達した段階で終了とする。

(5) 申込期限

体験希望日の3週間前までに、様式第1号(学生)、様式第1号(一般)の農業就業体験(インターンシップ)申込書に様式第2号誓約書を添付し、市農林水産振興課必着とする。最終申込期限は12月31日とする。

(6) 申込方法

申込書は原則郵送とするが、市HPから様式をダウンロードし、市農林水産振興課へメール送信も可とする。ただし、その場合も自筆にて記入の上、画像データとして(PDFやJPEG等の形式)送付のこと。

また、送信後は受信できたかを市農林水産振興課へ確認すること。

①市HPは [大村市 農業就業体験](#) で検索。

②送付先は大村市役所 農林水産振興課農業経営室

〒856-8686 長崎県大村市玖島1丁目25番地

TEL 0957-53-4111(内線256)

③E-mail : nouei@city.omura.nagasaki.jp

(7) 選考方法

様式第 1 号(学生)もしくは様式第 1 号(一般)の申込書により、市が選考する。選考の結果、受入が出来ない場合もある。

(8) 費用

- ① 参加費、宿泊費、食費は無料とする。
- ② 受入先までの交通費は原則参加者負担とする。(最寄駅からの送迎は行う)
ただし、県外からの参加者については実費の 1/2 以内助成とする(1 人上限 3 万円)。特例として、女子 2 名以上での参加の場合は実費助成とする。(1 人上限 6 万円まで)
- ③ 交通費については、本人からの領収証を添付した請求書(様式第 3 号)により指定の銀行口座へ振込とする。
- ④ 万が一の場合に備えて、傷害保険に必ず加入のこと。保険料は市が負担する。補償範囲は保険での対応とし、市及び受入農家、受託者は一切の責任を負わない。

(9) 募集 PR 方法

- ① 県内外高校生・大学生との意見交換会
- ② 市 HP や県・市の東京事務所等各種施設での広報
- ③ 国・県等が開催する移住促進フェア等
- ④ 大村市グリーン・ツーリズム推進協議会等での広報 ほか

(10) アンケート調査

市は、体験者及び受入農家等にアンケート調査により事業評価を行い、次年度事業に活用する

4 業務委託

大村市グリーン・ツーリズム推進協議会と随意契約とする。

委託の詳細は、別添、農業就業体験(インターンシップ)支援業務委託仕様書で定める。

(1) 業務委託内容

農業体験希望者の募集から、宿泊農家・指導農家の選定、移住促進を視野に入れた体験カリキュラムの策定、農業就業体験希望者の受入・見守りなど「農業体験」一連の業務。

(2) 研修決定者との連絡

研修に必要な準備品等詳細についての連絡は、委託業者が行う。

(3) 報告書の提出

委託業務完了後、委託業者は速やかに報告書を市へ提出すること。

5 その他

- (1) 事業実施手順及び事業実施後のフォローアップについては、別添資料 1 参照。
- (2) 県・市の新規就農支援機関及び移住促進機関との連携を密にとり、必要に応じ連携会議を行い実施する。